倫理及び利益相反防止に関する規程

<前文>

一般社団法人反貧困ネットワーク(以下「この法人」という。)は、その設立の趣意に基づき 公益に資する活動を行い、社会福祉の増進に貢献することを使命とする。この法人のすべての 役職員(本規程では、役職員およびボランティアその他活動に関わる者を含む)は、その社会 的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう努めなけれ ばならない。

<本文>

(社会的信用の維持)

第1条

この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第2条

この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第3条

この法人は、法令や当団体の諸規定のみならず、一般的社会規範を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 役職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の 候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意 を払わなければならない。
- 3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条

役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条、

役職員はすべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。

- 2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事 を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条

役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条

この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容等を積極 的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条

この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条

この法人の役職員は、関係する社会的課題の解決促進のために、常に自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第10条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

利益相反自己申告書

一般社団法人反貧困ネットワーク 理事長 宇都宮健児 殿

*申告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

				○有の場合、必要事項を記載して下さい。
		該当の	7有無	①当該行為をする理由
申告すべき事項【申告の基準】			を付	②当該行為の内容
		す		③当該行為の相手方・金額・時期・場所
				 ④当該行為が正当であることを示す参考資料
1.	当団体からの助成を受ける可能性	有・	- 無	
	のある団体、又はこれらの団体に	,,		
	なり得る団体等(以下「助成対象団			
	体等」という。)の役職員又はこれ			
	に準ずるものに就くこと。			
2.	助成対象団体等又はその役員若し	有・	無	
	くはこれに準ずるもの若しくは従			
	業員(以下「助成対象団体等役職			
	員」という。)から金銭、物品又は			
	不動産の贈与(せん別、祝儀、香典			
	又は供花その他これらに類するも			
	のとして提供される場合を含む。)			
	を受けること。ただし、助成対象団			
	体等又は助成対象団体等役職員か			
	ら、これらの者の負担の有無にか			
	かわらず、物品若しくは不動産を			
	購入した若しくは貸与を受けた場			
	合又は役務の提供を受けた場合に			
	おいて、それらの対価が無償又は			
	著しく低いときは、相当な対価の			
	額の金銭の贈与を受けたものとみ			
	なす。			
3.	助成対象団体等又は助成対象団体	有	無	
	等役職員から金銭の貸付け(業と			

	して行われる金銭の貸付けは、無		
	利子のもの又は利子の利率が著し		
	く低いものに限る。)を受けるこ		
	と。		
4.	助成対象団体等又は助成対象団体	有 • 無	
	等役職員から未公開株式を譲り受		
	けること。		
5.	助成対象団体等又は助成対象団体	有 • 無	
	等役職員から供応接待を受けるこ		
	と。		
6.	助成対象団体等役職員と共にゴル	有 • 無	
	フをすること。		
7.	助成対象団体等役職員と共に旅行	有 • 無	
	(当団体の業務に関連する場合を		
	除く。)をすること。		
8.	助成対象団体等又は助成対象団体	有 • 無	
	等役職員をして、第三者に対し前2		
	号から 7 号に掲げる行為をさせる		
	こと。		

<注意事項>

- ① 上記の申告内容は、申告対象期間 (予定)の申告をしてください。
- ② 上記申告内容に変更が生じた場合は、速やかに同申告書フォームで再申告してください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ④ 一般社団法人反貧困ネットワークはその申告内容を確認し、是正が必要な場合は利益相反 回避要請等を通知します。特に問題がない場合は、通知しません。

誓約 私の利益相反の状況は、上記の通りであることに相違ありません。一般社団法人反貧困ネットワークの事業活動の妨げとなる利益相反状態は、本申告以外に一切ありません。なお、社会的もしくは法的な要請があった場合、本申告書の内容を公開して差し支えないことを承諾します。

of the first of the first	
申告者名:(自筆)	A

申告日:(西曆) 年 月 日